

県立高等技術専門校再編整備事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

令和4年2月7日

宮 城 県

行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第10条第1項及び行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号。以下、「規則」という。）第21条の規定により、県立高等技術専門校再編整備事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

県立高等技術専門校再編整備事業

2 事業の概要

県立高等技術専門校については、少子化等の影響による若年者の人口減少や、企業ニーズを踏まえた知識・技能の高度化、業務の複合化への対応が求められているほか、白石校以外の施設は築年数が経過している状況である。

こうしたことから、県立高等技術専門校の整備のあり方に関する県職業能力開発審議会の答申を踏まえ、若年者の人口減少、企業が求める人材の変化、効率的・効果的な校運営の観点から、将来を見据えて5校を1校に再編して、現在の仙台校敷地に新設（一部改修）する。また、訓練科の見直しや訓練内容の充実を図るとともに、技能検定等を行っている人材開発センターについても築年数が経過していることから建て替える。

これにより、富県躍進に向けたものづくり産業の人材育成を図るものである。

【参考】

予 定 地：仙台高等技術専門校敷地内（仙台市宮城野区田子1-4-1）

事業規模：施設 18,008.38㎡

・本館	3,871.80㎡
・実習棟 7棟	13,128.58㎡
（うち改修 2棟	5,232.77㎡）
・人材開発センター棟	1,008.00㎡

事業期間：令和4年度から令和10年度まで（令和10年4月供用開始予定）

事業費：初期建設費 12,168百万円、維持管理費 7,721百万円（維持管理期間20年）

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握方法

本事業の実施により、企業・地域ニーズに対応した訓練や複数の技能を習得できる訓練など特色ある訓練を行うことで、魅力ある高等技術専門校づくりが可能となり、富県躍進に向けたものづくり産業の人材育成に寄与する。

なお、事業実施の効果については大規模事業評価の基準に従い、定性的・定量的に分析し、把握した。

4 評価の経過

令和3年11月1日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会（以下、「部会」という。）において、「評価調書」を基に2回にわたり審議が行われ、令和4年1月21日に答申を受けた。

この間、令和3年11月1日から同年11月30日にかけて県民意見の聴取を実施したが、本事業に関する意見はなかった。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認めます。」との意見を受けた。

なお、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として、4点の附帯意見が付された。

6 評価の結果

部会における調査審議の経過及び上記5の答申を踏まえ、本事業について、規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。（評価結果の詳細については、「評価書」を参照）

なお、同答申の内容に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。